


介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

 令和4年10月改定箇所

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	× 98 / 100	- 62単位 - 111単位 - 184単位 - 233単位 - 281単位 - 91単位 - 141単位 - 216単位 - 266単位 - 322単位 - 62単位 - 111単位 - 184単位 - 233単位 - 281単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (10,168 単位)									
		要介護3 (16,883 単位)									
		要介護4 (21,357 単位)									
		要介護5 (25,829 単位)									
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)									
		要介護2 (12,985 単位)									
		要介護3 (19,821 単位)									
		要介護4 (24,434 単位)									
		要介護5 (29,601 単位)									
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)											
ハ 初期加算 (1日につき + 30 単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 60 単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000 単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 100 単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 200 単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 90 単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 120 単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 750 単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 640 単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 350 単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)										
ス 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)										
ル 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)		注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計									

注：特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目。事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入。

【脚注】
1. 単位数算定記号の説明
+ 単位 所定単位数 + 単位
- 単位 所定単位数 - 単位
× / 100 所定単位数 × / 100
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費()	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)						
	随時訪問サービス費() (1回につき 588単位)						
	随時訪問サービス費() (1回につき 792単位)						
ロ 夜間対応型訪問介護費() (1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100					
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)		
		(二)認知症専門ケア加算() (1日につき +4単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算() (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)				
		(二)認知症専門ケア加算() (1月につき +120単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算() (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1回につき +18単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算() (1回につき +6単位)					
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算() (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)			
		(二)サービス提供体制強化加算() (1月につき +126単位)					
		(三)サービス提供体制強化加算() (1月につき +42単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 100 / 1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 55 / 1000)						
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)						
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 24 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,423 単位	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要介護2	15,318 単位					
		要介護3	22,283 単位					
		要介護4	24,593 単位					
		要介護5	27,117 単位					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,391 単位					
		要介護2	13,802 単位					
		要介護3	20,076 単位					
		要介護4	22,158 単位					
		要介護5	24,433 単位					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)								
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)								
(1) 認知症加算 () (1月につき 800単位を加算)								
(2) 認知症加算 () (1月につき 500単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)								
(1) 看護職員配置加算 () (1月につき 900単位を加算)								
(2) 看護職員配置加算 () (1月につき 700単位を加算)								
(3) 看護職員配置加算 () (1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)								
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算								
(1)生活機能向上連携加算 () (1月につき +100単位)								
(2)生活機能向上連携加算 () (1月につき +200単位)								
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ヰ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)								
カ サービス提供体制強化加算								
(1) イを算定している場合			(一) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 750単位を加算)					
			(二) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 640単位を加算)					
			(三) サービス提供体制強化加算 () (1月につき 350単位を加算)					
(2) ロを算定している場合			(一) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 25単位を加算)					
			(二) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 21単位を加算)					
			(三) サービス提供体制強化加算 () (1日につき 12単位を加算)					
キ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×102/1000)			注		
			(2) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×74/1000)			所定単位は、イからかまでにより算定した単位数の合計		
			(3) 介護職員処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×41/1000)					
ク 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×15/1000)			注		
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算 () (1月につき +所定単位×12/1000)			所定単位は、イからかまでにより算定した単位数の合計		
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×17/1000)						注		
						所定単位は、イからかまでにより算定した単位数の合計		

注：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注										
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (784 単位)	× 97 / 100	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算 - 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員以上の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算() 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算() 1日につき + 25 単位	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算 1日につき + 120 単位								
		要介護2 (800 単位)																	
		要介護3 (823 単位)																	
		要介護4 (840 単位)																	
		要介護5 (858 単位)																	
	(2) 認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (787 単位)										× 70 / 100	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算 - 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員以上の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算() 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算() 1日につき + 25 単位	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算 1日につき + 120 単位
		要介護2 (797 単位)																	
		要介護3 (811 単位)																	
		要介護4 (827 単位)																	
		要介護5 (844 単位)																	
(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (792 単位)	× 70 / 100	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算 - 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員以上の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算() 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算() 1日につき + 25 単位	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算 1日につき + 120 単位										
	要介護2 (828 単位)																		
	要介護3 (853 単位)																		
	要介護4 (869 単位)																		
	要介護5 (886 単位)																		
(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1 (780 単位)									× 70 / 100	介護従業者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算 - 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員以上の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算() 1日につき + 50 単位	夜間支援体制加算() 1日につき + 25 単位	認知症行動心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算 1日につき + 120 単位		
	要介護2 (816 単位)																		
	要介護3 (840 単位)																		
	要介護4 (857 単位)																		
	要介護5 (873 単位)																		
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72 単位を加算)																		
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算)																		
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算)																		
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)																		
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30 単位を加算)																
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算() (1日につき 39 単位を加算)																		
	(2) 医療連携体制加算() (1日につき 49 単位を加算)																		
	(3) 医療連携体制加算() (1日につき 59 単位を加算)																		
ホ 退居時相談援助加算 (400 単位を加算(利用者1人につき1回を限度))																			
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3 単位を加算)																		
	(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4 単位を加算)																		
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算() (1月につき 100 単位を加算)																		
	(2) 生活機能向上連携加算() (1月につき 200 単位を加算)																		
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき + 30 単位を加算)																
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30 単位を加算)																
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 20 単位を加算(6月に1回を限度))																
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40 単位を加算)																
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算() (1日につき 22 単位を加算)																		
	(2) サービス提供体制強化加算() (1日につき 18 単位を加算)																		
	(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6 単位を加算)																		
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 1.11 / 1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計																	
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)																		
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)																		
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計																	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)																		
キ 介護職員等ベースアップ等 支援加算 (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)			注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計																

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2 (17,403 単位)								-925 単位	-925 単位	-30 単位
要介護3 (24,464 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護4 (27,747 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護5 (31,386 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護1 (11,206 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護2 (15,690 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護3 (22,042 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護4 (25,000 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護5 (28,278 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (570 単位)								-2,914 単位	-2,914 単位	-85 単位
		要介護2 (637 単位)								-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護3 (705 単位)								-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護4 (772 単位)								-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護5 (838 単位)								-2,914 単位	-2,914 単位	-85 単位
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30 単位を加算)											
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算()	(1月につき 800 単位を加算)										
	(2) 認知症加算()	(1月につき 500 単位を加算)										
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200 単位を加算(7日間を限度))											
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800 単位を加算)											
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 50 単位を加算)											
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 200 単位を加算(1月に2回を限度))											
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき 20 単位を加算(6月に1回を限度))										
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算()	(1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算()	(1回につき +150 単位(月2回を限度))										
	(2) 口腔機能向上加算()	(1回につき +160 単位(月2回を限度))										
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600 単位を加算)											
ヲ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 574 単位を加算)											
ワ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算()	(1月につき 500 単位を加算)										
	(2) 特別管理加算()	(1月につき 250 単位を加算)										
カ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000 単位を加算)											
ヨ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算()	(1月につき 3,000 単位を加算)										
	(2) 看護体制強化加算()	(1月につき 2,500 単位を加算)										
タ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000 単位を加算)											
レ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000 単位を加算)											
リ 褥瘡マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 褥瘡マネジメント加算()	(1月につき 3 単位を加算)										
	(2) 褥瘡マネジメント加算()	(1月につき 13 単位を加算)										
ソ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算()	(1月につき 10 単位を加算)										
	(2) 排せつ支援加算()	(1月につき 15 単位を加算)										
	(3) 排せつ支援加算()	(1月につき 20 単位を加算)										
ネ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40 単位を加算)											
ナ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()										
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 750 単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 640 単位を加算)									
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 350 単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 25 単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算()	(1月につき 71 単位を加算)										
ラ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(一) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 12 単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき +所定単位×102/1,000)									
		(三) サービス提供体制強化加算()	(1月につき +所定単位×74/1,000)									
ム 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(一) サービス提供体制強化加算()	(1月につき +所定単位×41/1,000)									
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき +所定単位×15/1,000)									
リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算()	(一) サービス提供体制強化加算()	(1月につき +所定単位×12/1,000)									
		(二) サービス提供体制強化加算()	(1月につき +所定単位×17/1,000)									

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからナまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、イ(1)の単位数を算入

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外者に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100
		要支援2 (6,948 単位)						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)						
		要支援2 (6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (423 単位)						
		要支援2 (529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算					
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算()		(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算()		(1月につき +200単位)					
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1月につき 750単位を加算)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
		(二) サービス提供体制強化加算() (1月につき 640単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算() (1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算() (1日につき 25単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算() (1日につき 21単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算() (1日につき 12単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×74/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき +所定単位×41/1000)							
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき +所定単位×12/1000)							
ウ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×17/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	3ユニットで 夜勤を行う 職員の員数 を2人以上と する場合	夜間支援体 制加算()	夜間支援体 制加算()	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (760 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (788 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 75 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要支援2 (776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算()	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算()	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 30単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算()	(1日につき 6単位を加算)									
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)									
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)									
カ 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)		注 所定単位は、イからルまでにより算定した単位数の合計								

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。